

## 第 2 4 回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 令和 4 年 6 月 24 日（金）
- 2 開閉時間 午後 4 時 30 分開会 午後 5 時 00 分閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3 階会議室
- 4 出席委員 14 人  
1 番 寺崎秀子      2 番 小野寺昭一      3 番 坂上 修      4 番 佐藤美頭雄  
5 番 斉藤哲子      6 番 開澤克明      7 番 山崎禎彦      8 番 鈴木英博  
9 番 松田直人      10 番 酒井雅憲      11 番 北村浩光      12 番 西永和美  
13 番 舟根 禎      14 番 吉本 憲
- 5 欠席委員
- 6 会議出席 岡野事務局長、清野主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 9 番 松田直人、11 番 北村浩光
- 9 議事内容  
報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認  
について  
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について

## 10 議事録本紙

- 議長 これから、第 24 回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。  
会議の成立ですが、現在の出席委員数は 14 名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第 9 条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。  
諸般の報告です。  
(会長行動等を朗読で報告)
- 議長 日程第 1、本日の議事録署名委員の指定を行います。  
本会議の議事録署名委員は、9 番委員、11 番委員にお願いします。
- 議長 続きまして、日程第 2 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」報告事項ですので、事務局から説明願います。
- 主事 それでは、議案 2 頁をご覧ください。  
報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」でござい  
ます。  
相続による農地取得の届出がありましたので報告します。  
議案 3 頁、4 頁をご覧ください。  
番号が 5 番から 6 番の 2 件でござい  
ます。  
土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住  
所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に  
記載のとおりでござい  
ます。  
届出の個所図については、別冊、説明資料の 1 項から 3 項になりますの  
で併せてご確認ください。  
報告について以上です。
- 議長 報告事項ですが、質問等があればお答えします。  
委員 無しの声
- 議長 無ければ、次の日程に入ります。
- 議長 続きまして、日程第 3 議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約  
通知の成立状況の確認について」を議題に供します。事務局より議案の説  
明をお願いします。
- 局長 それでは、議案 6 頁をご覧ください。  
議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認  
について」でござい  
ます。  
合意解約通知の受理に伴い、合意解約による賃貸借の解約成立の確認に  
ついて、審議を求めるものでござい  
ます。  
議案は 7 頁から 10 頁までをご覧ください。  
番号が 15 番から 23 番までの 9 件の通知を受理しております。  
合意解約の理由については、それぞれ、備考欄に記載のとおりです。  
土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契  
約の内容、合意解約成立日、引渡し時期は、それぞれ、議案に記載のと  
おりです。

通知のあった合意解約の引渡し時期が6か月以内であるかの確認については、案件の全てが、要件に合致していると確認しています。

なお、全ての案件が、議事参与の制限を受ける案件でございます。

15番16番の案件は、鈴木委員、17番から23番の案件は、舟根代理が議事参与の制限を受ける案件となっております。

審議の際は、ご退席をお願いします。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」説明が終わりましたので審議いたします。

議長 議事参与の案件がありますので、先に15番16番について審議いたします。

8番委員 私の案件ですので、退席します。

議長 質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

15番16番の案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手

議長 はい、それでは15番16番の案件については、認めると決定しました。

8番委員 着席

議長 続いて、17番から23番の案件について審議いたします。

13番委員 私の案件ですので、退席します。

議長 質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

17番から23番の案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手

議長 はい、それでは17番から23番の案件については、認めると決定しました。

13番委員 着席

議長 続きまして、日程第4議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長 それでは、議案12頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

農地法第3条の規定に基づき、農地等の権利の移転及び設定に係る許可の可否について審議を求めます。

議案は13頁、14頁をご覧ください。

番号が1番から2番までの2件の許可申請がありました。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、譲渡人、貸主、譲受人、借主の住所、氏名、経営地、契約の種類、住宅からの距離、売買価格、

賃貸料につきましては、議案に記載のとおりです。

なお、1番の案件は、前回の定例会で、別段の面積の区域指定を行った案件で今回3条の許可申請があったものです。

位置図は、説明資料の4頁から5頁までに載せてありますので併せてご確認ください。

農地法第3条の許可要件については、説明資料の6頁から7頁までの調査書のとおりで、調査の結果としては要件を満たしていると判断をしました。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第5議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長 それでは、議案16頁をご覧ください。

議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画について、鷹栖町長から計画の適否を求められましたので審議願います。

議案は17頁から22頁までとなりますのでご覧ください。

番号が33番から45番までの13件ございます。すべて新規の契約でございます。

利用権を設定する農用地、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の住所及び氏名、設定する権利の内容は議案に記載のとおりです。

位置図は、別冊、説明資料の8頁から24頁まで、調査書が25頁から37頁に載せてありますので併せてご確認願います。

なお、34番から45番の案件は、議事参与の制限を受ける案件でございます。

34番から36番の案件は、鈴木委員、37番から44番の案件は、舟根代理、45番の案件は、西永委員が議事参与の制限を受ける案件となっておりますので、審議の際は、ご退席をお願いします。

説明は以上です。

議長 議事参与の案件がありますので、先に34番から36番の案件について審議いたします。

8番委員 私の案件ですので、退席します。  
議長 質疑ございませんか。  
委員 無しの声  
議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。  
34番から36番の案件について認める方は挙手をお願いします  
委員 全員挙手  
議長 はい、それでは34番から36番の案件については、認めると決定しました。

8番委員 着席  
議長 続いて、37番から44番の案件について審議いたします。  
13番委員 私の案件ですので、退席します。  
議長 質疑ございませんか。  
委員 無しの声  
議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。  
37番から44番の案件について認める方は挙手をお願いします  
委員 全員挙手  
議長 はい、それでは37番から44番の案件については、認めると決定しました。

13番委員 着席  
議長 続いて、45番の案件について審議いたします。  
12番委員 私の案件ですので、退席します。  
議長 質疑ございませんか。  
委員 無しの声  
議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。  
45番の案件について認める方は挙手をお願いします  
委員 全員挙手  
議長 はい、それでは45番の案件については、認めると決定しました。

12番委員 着席  
議長 それでは、残りの33番の案件について、審議いたします。  
質疑ございませんか。  
委員 無しの声  
議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。  
議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」認める方は挙手をお願いします。  
委員 全員挙手  
議長 はい、それでは議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」は、認めると決定しました。  
議長 日程については以上になります。  
その他に入ります。  
局長 はい、議案23頁その他の、次回の定例会についてです。

次回、第 25 回の日程ですが 7 月 25 日（月）の 17 時 00 分からの開催で考えていますがよろしいでしょうか。

議長  
委員  
議長  
局長

よろしいですか。

問題なしの声

それでは、7 月 25 日（月）の 17 時 00 分からでお願いします。

続きまして、2 番の「鷹栖町農業委員会特別委員会委員及び鷹栖町農業委員会農業後継者対策推進委員の選任について」でございます。

農業委員の 1 名の補充がありましたので、委員会の委員の選任をお願いします。

事務局からの提案でございますが相澤委員の抜けた特別委員会にそのまま入っていただく形でよろしいでしょうか

議長  
委員  
局長

事務局案でよろしいでしょうか。

異議なし。

酒井委員は、特別委員でお願いします。

続いて 3 番の「鷹栖町農業委員会委員の担当区域について」でございます。

農業委員の 1 名の補充がありましたので、担当区域の指定をお願いします。

事務局からの提案でございますが相澤委員の抜けた鷹栖地区にそのまま入っていただく形でよろしいでしょうか

議長  
委員  
議長

私に任せてもらってもよろしいでしょうか。

異議なし。

北野地区が、斉藤委員、山崎委員、鈴木委員、舟根代理、鷹栖地区が、寺崎委員、佐藤委員、開澤委員、松田委員、酒井委員、中央北斗北成地区が、小野寺委員、坂上委員、北村委員、西永委員でお願いします。

局長

続いて 4 番の「農地移動適正化あっせん経過報告について」ですが、本日配布しました資料をご覧ください。

急ぎの案件で 1 件について、あっせん委員の指名をお願いします。

議長  
委員  
議長  
局長

私が指名してもよろしいですか。

異議なし。

1 番は、7 番委員、8 番委員、と私でお願いします。

主な関係機関の日程については、記載のとおりでございますのでご確認ください。

私からは以上です。

議長

それでは、以上をもって第 24 回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。